

<一般委託>

横須賀市自殺対策計画改定に係る業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市自殺対策計画改定に係る業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本市では、平成31年3月に「生きる支援・つながる街よこすか～横須賀市自殺対策計画～」を策定した。この計画は平成31年度から令和5年度までの5カ年計画であり、令和5年度末に期間終了を迎えるため、現計画の評価をもとに、令和5年度に「令和6年度～令和10年度」の5カ年計画を策定する。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	本市指定場所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	自殺対策基本法
7	資格要件	平成29年4月1日以降に、下記(1)または(2)の業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。 (1)自殺対策基本法第十三条における「都道府県自殺対策計画」策定業務 (2)自殺対策基本法第十三条2における「市町村自殺対策計画」策定業務
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	民生局健康部保健所保健予防課 田杭 046(822)4336

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

横須賀市自殺対策計画改定に係る業務委託特記仕様書

1. 業務名

横須賀市自殺対策計画改定に係る業務

2. 施行場所

本市指定場所

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 業務目的

本業務は横須賀市自殺対策計画（第1期）（以下、「第1期計画」という）を改定するものであり、令和6年度から令和10年度を計画期間とし、策定する業務である。

5. 業務概要

- (1) 関連資料の収集、整理及び分析
- (2) 計画策定作業
- (3) 担当者会議、専門部会等会議の運営支援
- (4) 計画書のデザイン・構成

6. 業務内容

- (1) 関連資料の収集、整理及び分析
受託者は、計画書に必要な統計資料、市が把握している福祉の統計データ等を活用し、課題を抽出・整理したものを作成する。
- (2) 計画策定作業
アンケート調査結果をもとに、自殺総合対策推進センターから提供される「自殺実態プロファイル」「基本政策パッケージ」又は神奈川県が策定した「かながわ自殺対策計画」等の整合性を図りながら、「自殺対策基本法」及び国の「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、市の地域性が反映された計画案を策定する。
 - ①アンケート調査結果等を踏まえた計画課題の抽出
 - ②基本理念、基本目標及び施策の体系化等の検討
 - ③施策体系ごとの具体的方策の検討
 - ④計画骨子案の作成
 - ⑤計画素案の作成
 - ⑥計画内容全体調整と計画案としてのとりまとめ

⑦パブリックコメントへの支援

(3) 担当者会議等の会議の運営支援

計画案の作成に当たり、受託者は、市が開催する以下①②の会議へアドバイザーとして出席するとともに、事前の会議資料作成、会議後の議事録作成等、これらの運営支援を行う。③④については、事前の会議資料作成を行う。

①自殺対策計画策定検討会（年4回）

②自殺対策推進協議会（年2回）

③自殺対策推進本部会議（年1回）

④自殺対策推進課長会議（年1回）

(4) 計画書のデザイン・構成

受託者は、会議等で協議・承認された計画書及び概要版のデザイン・構成の案を作成する。

7. 成果品

(1) 計画骨子案、計画素案等、計画案に関する電子データ一式（エクセル、ワード等）

(2) 担当者会議等の資料および議事録の電子データ一式（エクセル、ワード等）

(3) 横須賀市市自殺対策推進計画書および書概要版の電子データ一式（エクセル、ワード等）

8. 委託料の支払い

本契約は、総価契約とする。

委託料の支払いは、すべての業務終了後に、業務完了報告書を提出し、検査合格後、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

9. 権利義務の譲渡等

受託者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

10. 事故の補償

本業務中の事故及び損害については、受託者の責任において処理に当たるものとする。

11. その他

(1) 本業務の履行に当たっては、監督員と十分協議して進めること。

(2) 成果品の帰属については、すべて市とする。